UBS 原油先物ファンド

追加型投信／海外／その他資産（商品先物）／インデックス型



ファンドの特色

■ 世界の代表的商品市況を表すUBS CMCI指数のWTI原油指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券を中心に投資を行います。

■ ベンチマークは、UBS CMCI指数 WTI原油指数（円換算ベース）とし、概ね連動させるように運用を行います。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ UBS CMCI指数WTI原油指数と WTI原油先物価格は異なるものであり、値動きが大きく乖離する場合があります。

※当レポートにおける分配金については全て税引前としております。また、基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

運用実績

ファンドデータ

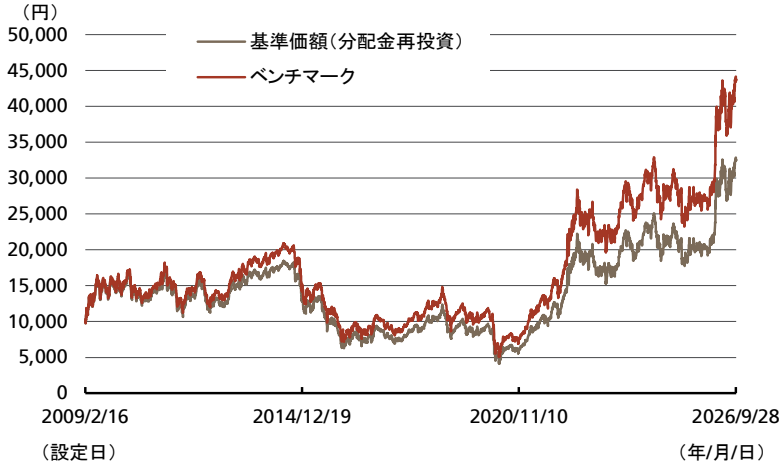
基準価額	32,513円
純資産総額	46.4億円
設定日	2009年2月16日
信託期間	2009年2月16日から 2032年12月6日まで
決算日	原則として毎年12月5日 (休業日の場合は翌営業日)

分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算日	分配金額
2021年12月6日	0円
2022年12月5日	0円
2023年12月5日	0円
2024年12月5日	0円
2025年12月5日	0円
設定来累計	0円

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。
※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。

基準価額（分配金再投資）の推移



基準価額（分配金再投資）の騰落率

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	7.19%	18.98%	9.90%	58.73%	45.00%	225.13%
ベンチマーク	7.30%	19.35%	10.41%	60.18%	49.76%	336.60%

※上記グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。
※基準価額（分配金再投資）は、運用管理費用（信託報酬）控除後、ファンドの分配金（1万口当たり、税引前）でファンドを購入（再投資）したと仮定した場合の価額です。
※2017年3月8日以降のベンチマークは、基準日前日のUBS CMCI指数WTI原油指数を一般社団法人資産運用業協会が公表する基準日の為替レートで円換算したものです。（2017年3月7日以前のベンチマークは、基準日前日のUBS CMCI指数WTI原油指数をLSEGが公表する基準日前日の為替レートで円換算したものです。）
※騰落率は各応答日で計算しています。※応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。
※基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。
※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

ポートフォリオの状況

資産構成比

上場投資信託証券	99.8%
コールローン・その他	0.2%
合計	100.0%

※構成比は、純資産総額に占める割合です。
左記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

市場概況

9月の当ファンドの基準価額は7.19%上昇し、当ファンドのベンチマークは7.30%上昇しました。
月初は、米国とイランの軍事衝突再燃や船舶への攻撃を受けて、中東からの原油供給を巡る懸念が強まり、WTI期近物は上昇して始まりました。月半ばにかけては、サウジアラビアの原油輸送施設の稼働停止などから上昇幅を拡大しました。その後は、米国とイランの協議進展への期待やサウジアラビアの原油輸出の回復を背景に下落しました。供給懸念の再燃から反発する局面もありましたが、中東からの原油輸出の回復を受けて再び下落しました。月末最終日には米国とイランの協議停滞への警戒などから持ち直し、WTI期近物は月間で上昇となりました。

※UBS CMCI指数WTI原油指数は、3ヵ月～3年物に分散投資をしており、期近物の値動きから大きく乖離する場合があります。
※上記の市場概況は、本資料作成時点のものであり、将来の動向や結果を示唆、保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合もあります。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 商品（コモディティ）市場の変動リスク

UBS CMCI指数WTI原油指数の騰落率に価格が連動する有価証券または上場投資信託証券を高位に組入れた場合には、UBS CMCI指数WTI原油指数の変動および商品（コモディティ）市場の変動の影響を大きく受けます。

■ 為替変動リスク

世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資を行う場合（上場投資信託証券を含む有価証券を通じて外貨建資産に投資する場合を含みます。）には、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

■ 上場投資信託証券に関するリスク

上場投資信託証券に投資を行う場合の当該上場投資信託証券の価格は、対象インデックスの値動きと概ね連動するため、インデックスが下落した場合には下落することになり、この場合、ファンドの基準価額も下落します。

その他の留意点

［クーリング・オフ］

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

［分配金に関する留意点］

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

［流動性リスクに関する留意点］

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

［その他］

・ファンドの基準価額は、スイス取引所の休業日等、対象インデックスの値動きに連動しない場合があります。
・ ファンドの基準価額の騰落率とベンチマークの騰落率とは必ずしも一致しません。これは、主として、ファンドの資金の出入りと投資対象とする有価証券等の売買タイミングがずれる場合があることや、ファンドにおいて信託報酬等の費用を負担することによるものです。なお、指数の廃止や公表元の破綻等によりベンチマークの参照が困難となった場合等には、運用の基本方針に沿った運用が困難となり、ファンドが償還される場合があります。

インデックス掲載に際してのご留意事項

Constant Maturity Commodity Index Family（コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」）
CMCIに関する著作権、およびその他知的財産権はUBSおよびMerQube, Inc.に帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。UBS AGまたはその関係会社（以下、「UBS」という）が情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜 3.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用（信託報酬）	当ファンド	日々の純資産総額に年率0.814%（税抜年率0.74%）を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）
		当ファンドの主な組入有価証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.26%程度 （2026年6月末現在、委託会社が試算した概算値）
		実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して年率1.074%程度

委託会社[*1]	販売会社[*2]	受託会社[*3]
0.39%	0.30%	0.05%

※ 運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
※ 当ファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
※ 運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

＜役務の内容＞

*1 委託会社	委託した資金の運用の対価
*2 販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
*3 受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

	その他の費用・手数料	諸費用（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用
		監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。
詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込メモ

購入・換金単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して原則として6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金申込みの受付は行いません。
信託期間	2009年2月16日から2032年12月6日まで ※受益者に有利であると認めたときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	次の場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了（繰上償還）させる場合があります。 純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情（この信託の投資対象が上場投資信託証券である場合には当該上場投資信託証券が存在しなくなったときを含みます。）が発生したとき また、UBS CMCI指数のWTI原油指数に連動する上場投資信託証券を含む有価証券が存在しなくなった場合にも、ファンドを終了（繰上償還）させる場合があります。
決算日	原則毎年12月5日（休業日の場合は翌営業日）。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能）
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除は適用されません。

ファンドの関係法人

委託会社　UBSアセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第412号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

受託会社　三菱UFJ信託銀行株式会社

投資顧問会社　UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド

販売会社

商号等		加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	その他
野村證券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	※
株式会社SBI証券	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	※
楽天証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	※
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	※
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	※
株式会社三井住友銀行＊（委託金融商品取引業者SMBC日興証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第7号	○		○		
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者マネックス証券株式会社、株式会社SBI証券）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	○		○		
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	※
ソニー銀行株式会社	登録金融機関　関東財務局長（登金）第578号	○		○	○	※
松井証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第164号	○		○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関　九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関　福岡財務支局長（登金）第3号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○			
株式会社北陸銀行（インターネット専用）	登録金融機関　北陸財務局長（登金）第3号	○		○		
株式会社三菱UFJ銀行（インターネット専用）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第633号	○				

＊ 2026年10月13日取扱開始予定
※野村證券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJ eスマート証券株式会社、およびソニー銀行株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2026. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。